

## 「専攻建築士審査・登録申請書」記入に際してのご注意

### 1 一般事項

- 1) 記入例を参考にして記入してください。

ホームページからダウンロードした申請用紙にパソコンで入力し、**様式1～6まで全て印刷したもの及びその全てのデータ(氏名と専攻建築士登録番号を記入したCD-RまたはDVD-R)をご提出ください。※提出書類、データは返却いたしません。**

手書きによる場合は、黒のボールペンを用い、わかりやすくはっきりご記入ください。

**書類のみを提出する場合(データ提出できない場合)、写真は写真用印画紙にプリントしたもの(裏面に名前を記入)を添付してください。**コピー紙に出力したものは、登録証作成に不都合が生じる場合があります。

- 2) 専攻建築士制度の記録、管理はパソコンを使用するため、文字により対応できない場合があります。氏名に旧字をご使用の方は、パソコンにある字を使用してください。
- 3) 年齢、実務経験年数、業務期間、担当期間については、申請する前年の12月末日現在で計算してください。
- 4) **様式1**にご記入いただいた専攻領域、専門分野表示は、全ての様式で統一してください。申請できる専攻領域は3領域まで、専門分野表示数の制限はありません。また、1専門分野1件以上の責任ある立場での実務実績が必要です。**様式3**は専攻領域ごとに、**様式4**は各専攻領域の専門分野ごとに記入してください。

### 2 共通書類

- 1) **様式1**

- ・ **申請者氏名欄の自署と押印を確認してください。※この欄はパソコン入力できません。**
- ・ 印刷物と合わせてデータ(CD-RまたはDVD-R)を提出できない場合は、顔写真は写真用印画紙にプリントしたもの(裏面に名前を記入)に限ります。デジカメ写真をコピー紙にプリントしたものは、登録証作成に不都合が生じる場合があります。
- ・ 専攻領域、専門分野の名称は、決められたものに限ります。
- ・ 専門分野表示の有無は本人の意思に任せます。専門分野ごとに1件以上の「責任ある立場での実務実績」が必要です。**(様式4)**で記入)
- ・ 実務経歴の年数は、建築士免許取得後、申請に係る専攻領域について、専攻規則第3条各号に掲げる専攻領域の業務に従事した年数が5年以上必要です。
- ・ **新規登録の方の必要CPD単位は、申請年の前年の1月1日から同年12月31日までの期間で、CPD単位が12単位以上必要になります。**  
**更新の方の必要CPD単位は、申請年の5年前の1月1日から申請年の前年の12月31日までの期間で、CPD単位が60単位以上必要になります。**

- 2) **様式2**

- ・ 顔写真の貼付を確認してください。
- ・ 申請氏名(通称名など)と資格認定書の氏名(戸籍上の氏名)が異なる場合は、原則として戸籍上の氏名にしてください。
- ・ 「建築(業務)に関する考え方・心がけている事」の項は必ず書き入れてください。
- ・ WEB公開については、必ずチェックボックスで選択してください。

- 3) **様式3**
- ・ 業務期間の書き入れは資格取得時から現在までの順に書いてください。
  - ・ 各業務期間の計算と全期間合計の一致を確認してください。
- 4) **様式5**
- ・ **業務実績の「WEB公開」を承諾する場合は、データ提出が必要です。  
(写真1枚500キロバイトが目安です。)**
  - ・ WEB公開を希望する「責任ある立場での実務実績」を、専攻領域別に記入してください。  
(原則として**様式4**と整合するように記入してください。)
- 5) **様式6-1**
- ・ 申請者チェック欄で各書類・添付資料等の有無・内容を確認してください。  
専攻領域数により手数料が異なるのでご注意ください。

### 3 領域別書類

#### **様式4 まちづくり～教育研究**

- ・ 責任ある立場での代表的な実務実績を1枚に1件以上記入してください。
- ・ 専門分野の表示に必要な実務経歴は、1つの専門分野につき1件以上の責任ある立場で携わった実務実績が必要です。
- ・ 「法令」「教育研究」以外は写真を貼り付けてください。「棟梁」の場合は木組み架構のわかる写真を添付してください。基本的に図面のみの添付は認められません。
- ・ **第三者による証明(署名)が必要になりました。**

#### (1) **様式4-1 まちづくり**

- ・ まちづくりの担当期間が長期に渡る場合は1年1物件とします。
- ・ 「開発行為」での申請は、街並みや公園等、景観づくりに関わる場合(3,000㎡以上)です。

#### (2) **様式4-2 統括設計**

- ・ 「確認申請代行」や「工事監理」のみの実務実績は「建築生産」領域で申請してください。
- ・ 統括設計領域に係るコストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務に従事した年数を加算できます。
- ・ 「APEC アーキテクト」は、資格者証の写しをもって**様式3、4**提出を省略できます。

#### (3) **様式4-3 構造設計**

- ・ 「**一級建築士**」が対象です。
- ・ 構造設計領域に係るコストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務に従事した年数を加算できます。
- ・ 「APEC エンジニア(構造)」「JSCA 建築構造士」「構造計算適合性判定員」「構造設計一級建築士」は、資格者証の写しをもって**様式3、4**の提出を省略できます。

#### (4) **様式4-4 設備設計**

- ・ 設備設計領域に係るコストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務に従事した年数を加算できます。
- ・ 建築士免許を持つ「JABMEE シニア」「設備設計一級建築士」は、資格者証の写しをもって**様式3、4**の提出を省略できます。

- (5) **様式4-5 建築生産**
- ・ 一級の「施工管理技士」資格を持つ建築士の実務経歴年数は、いずれか早い資格取得から算定します。
  - ・ 建築士免許を持つ「建築積算士」「建築コスト管理士」で日本建築積算協会の会員は、申請に基づき「積算」に認定されます。  
ストック関連3団体(日本建築防災協会、日本建築設備・昇降機センター、BELCA)の資格を持つ建築士は、申請に基づき「診断・改修」に認定されます。
- (6) **様式4-6 棟梁**
- ・ 建築士免許を有する「日本伝統建築技術保存会の正会員」「日本伝統建築技能者」はその認定書を持って実務年数に代えることができますが、建築士免許の取得後8年未満の場合は「後進の指導をしていること、技術の伝承をしていること」が必要です。
- (7) **様式4-7 法令**
- ・ 「一級建築士」が対象です。
  - ・ 「建築基準適合判定資格者」「建築主事資格試験合格者」は、資格者証の写しをもって**様式3、4**の提出を省略できます。
- (8) **様式4-8 教育研究**
- ・ 専業が基本であり、非常勤の場合は、博士・修士論文、本をまとめた等の教育に直接的に係わる実績が要求されます。

#### その他注意事項

- ・ 同一事業所での申請者は実務実績の内容重複等に注意が必要です。
- ・ 基本的に登録申請は申請者本人がしてください。